

農山漁村宿泊体験・交流地域づくり支援事業補助金の 事務手続きについて

1. 交付申請提出 (事業開始の20日前まで)

○交付申請は、下記提出先に郵送又は持参してください。

2. 交付決定通知到着 (交付申請から原則20日以内)

○交付決定通知により正式に事業着手することができます。

* 交付申請の取下げは、交付決定通知を受けた日から20日以内に限り行うことができます。

3. 事業開始

この交付金においては、着手届の提出は必要ありません。

【事業を変更・中止・廃止したい場合】

事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。

変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

4. 事業完了

この交付金においては、完了届の提出は必要ありません。

5. 実績報告書提出 (完了・廃止・中止から30日以内)

○実績報告は、下記提出先を郵送又は持参してください。

◎補助金の支払い

補助金交付要綱に定める実績報告書を提出いただいた後、完了検査で適正に実施したことを確認したのち、「額の確定通知書」をお送りします。この確定通知書をもって、振込口座等を記載した請求書をご提出ください。県が請求書を受領してから、2週間程度で指定口座にお支払いします。これらの手続きについてもその都度ご案内します。

資料提出・問い合わせ先

輝く鳥取創造本部 中山間・地域振興局中山間・地域振興課

鳥取県鳥取市東町一丁目220

0857 - 26 - 7961 chusan-chiiki@pref.tottori.lg.jp